

●編集・発行 さいたま市消費生活総合センター

〒330-0853 さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮6階 TEL.048-643-2239 FAX.048-643-2247

18歳から大人に!

成年年齢引下げに伴う消費者トラブルに注意!

令和4年4月1日から、民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。一般的に契約に関する知識や社会経験が少ない若者は、悪質商法に狙われやすいため、若者の消費者被害の拡大が懸念されます。



成年年齢引下げで変わる事・変わらない事

さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
さいたましょうこちゃん

成年に達すると、親などの同意なく一人で契約をすることができるようになりますが、成年になって結んだ契約は、未成年者取消権（＝親などの法定代理人の同意を得ずに結んだ契約を取り消すことができる権利）を行使することができなくなります。

18歳になったらできるようになること

- 携帯電話を契約する
- アパートを借りる
- クレジットカードを作成する
- ローンを組む

20歳にならないとできないこと

- 飲酒
- 喫煙
- 公営ギャンブル（競馬、競輪、競艇、オートレース）

若者に多い消費者トラブル

出会い系

出会い系サイトに登録し異性と会いたくて、連絡サイトの登録料など言われるまま何度も支払ったが会えないので、返金してほしい。



定期購入

SNS広告からいつでも解約可能とのダイエット食品を購入し、初回で解約しようと電話するもつながらず、解約手続きができない。



しょうこちゃんからのアドバイス



消費者トラブルに遭わないために、未成年のうちからクーリング・オフや消費者契約法など契約に関する知識を身につけましょう。



うまい話や広告をうのみにせず、その契約が本当に必要なものかよく検討し、安易に契約をしないようにしましょう。また、必要がなければきっぱりと断りましょう。

不安に感じた時や困った時には、消費生活センターに相談しましょう。

消費生活セミナーを 開催します!

受講
無料

1 インターネット ~安全に利用するために~

- 日時 令和4年2月25日(金) 15時~16時
- 講師 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

2 金融商品 ~どうやって選ぶ?~

- 日時 令和4年3月3日(木) 14時~15時30分
- 講師 埼玉県金融広報委員会

3 キャッシュレスの使い方

- 日時 令和4年3月17日(木) 14時~15時30分
- 講師 一般社団法人 キャッシュレス推進協議会

- 会場** ①②浦和コミュニティセンター10階
(さいたま市浦和区東高砂町11-1)
③岩槻区役所
(ワッツ東館4階 さいたま市岩槻区本町3-2-5)

- 定員** ①②25名 ③30名
対象 さいたま市在住又は在勤の方
申込 令和4年2月4日(金)~14日(月)に、電話又はFAXで住所、氏名、電話番号、講座名(先着順)



消費生活総合センターへ
TEL:048-643-2239 FAX:048-643-2247

お助けかわらばん
送り付けで届いた品物は
直ちに処分可能!!

ポイント1
注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送り付けられた品物は直ちに処分することができます。

ポイント2
事業者から金銭を請求されても金銭を支払う必要はありません。

ポイント3
誤って代金を支払ってしまったら、その金銭については返還を請求することができます。

ポイント4
注文した覚えがない品物は、家族や友人からのプレゼントである可能性もありますので、処分する前に確認しましょう。

漫画ストーリー:
1. 宅配便で届いた品物。おじいさんが頼んだのかな? (魚?)
2. 頼んでないぞ。188に相談しましょうか。
3. 188に電話すると、送りつけられた品物はすぐに処分できるようになりました! (なるほど!!)
4. さらに、費用を請求されても支払う義務は生じません!! (相談してよかった~!)

©埼玉県消費生活課

消費生活相談窓口

消費生活総合センター
JACK大宮6階

大宮駅 西口

消費生活総合センター
☎ 048-645-3421 (相談窓口)
☎ 048-643-2247
相談受付 月曜~土曜日
相談時間 9時~17時
※受付は16時30分まで

浦和消費生活センター
コムナール9階

浦和駅 東口

浦和消費生活センター
☎ 048-871-0164 (相談窓口)
☎ 048-883-4893
相談受付 月曜~土曜日
相談時間 9時~17時
※受付は16時30分まで

岩槻消費生活センター
岩槻区役所3階

岩槻駅 東口

岩槻消費生活センター
☎ 048-749-6191 (相談窓口)
☎ 048-749-6193
相談受付 月曜~金曜日
相談時間 9時~12時、13時~17時
※受付は16時30分まで

日曜日の電話相談 9時~16時 ☎048-645-3421 ☎048-643-2247

※祝休日、年末年始 除く

(お問い合わせ)さいたま市消費生活総合センター TEL 048-643-2239 FAX 048-643-2247

ホームページ

さいたま市消費生活総合センター

検索



このくらしの情報は、2,000部作成し、1部当たりの印刷経費は26円です。